

法輪寺一蓮堂管理規約

- 第一条 法輪寺納骨堂の名称を一蓮堂とします。
- 第二条 一蓮堂は、法輪寺の檀信徒及び有縁の信者の使用に供するものとします。
- 第三条 一蓮堂の管理は法輪寺住職（以下「住職」という）が行い、一蓮堂における儀式及び行事は浄土宗の法要式に基づいて行います。
- 第四条 納骨する場合は、市区町村長の発行する火葬許可証を法輪寺へ提出し、一蓮堂において儀式を行わなくてはなりません。
- 第五条 ①一蓮堂には遺骨、もしくは管理者が認めたこれに関わる遺品以外の物を収納することはできません。
②一蓮堂には、第三者が納骨名義人（以下「納骨者」という）の承諾と法輪寺の許可なしに遺骨等一切の物を収納することはできません。
- 第六条 納骨者は、自己名義の納骨壇の使用権を他に転貸、又は譲渡することはできません。
- 第七条 ①納骨者は、氏名、連絡先等を法輪寺へ知らせなくてはなりません。
②使用者が複数の場合、代表者を決定し、その氏名、連絡先等を法輪寺へ知らせなくてはなりません。
③納骨者は、死亡・転宅その他の事由により、名義又は連絡先に変更が生じる場合、直ちに新名義人の氏名又は新連絡先を法輪寺に知らせなくてはなりません。
- 第八条 ①納骨者は納骨の際に、法輪寺へ法輪寺が定めた納骨壇の使用料、又は合祀納骨料を納入しなくてはなりません。但し、一時預かり納骨壇の使用者はその限りではありません。
②納骨壇の使用者は、毎年法輪寺へ法輪寺が定めた管理料を納入しなくてはなりません。
③一時預かり納骨壇の使用者は、原則として毎年法輪寺へ法輪寺が定めた一時預かり納骨壇使用料を納入しなくてはなりません。
- 第九条 遠隔地に転住、転葬等、やむを得ない事情により納骨壇が不要になった場合には、法輪寺に返還し、その処分は住職が決定します。その場合、納骨壇使用料の返還はいたしません。

- 第十条 納骨者が5年間音信不通の場合、又は3年間管理料が滞った場合、納骨壇の遺骨は納骨堂本尊及び納骨壇下部に設けてある合祀スペース（以下「合祀スペース」という）に移動します。
- 第十一条 ①納骨壇使用開始日より30年経過した遺骨は、合祀スペースに移動します。
②納骨壇使用開始日より30年経過後、継続して納骨壇を使用する場合、新たに納骨壇使用料を法輪寺へ納入しなくてはなりません。
- 第十二条 第十・十一条により合祀スペースに収納後の遺骨の返還は一切いたしません。
- 第十三条 納骨壇の使用料・合祀納骨料・管理料・一時預かり納骨壇の使用料は、物価の変動に応じて、法輪寺役員会の同意を得た上で改定することがあります。
- 第十四条 将来、合祀スペースに空きがなくなった場合、浄土宗大本山金戒光明寺境内墓地に合祀墓を建立し、一蓮堂合祀スペース内の最も年数が経過した遺骨を合祀墓に移動します。
- 第十五条 地震・火災等不慮の災害、及び管理上不可抗力に類する損害について、法輪寺はその責任を負いません。
- 第十六条 法輪寺境内地にて起こった事故等に関して法輪寺は一切責任を負いません。
- 第十七条 本規約は、法輪寺役員会において規定及び改定を行います。改定の際には納骨者へ通知します。
- 第十八条 納骨者は、本規約の定めるところに違背しない旨を誓約しなければなりません。

●この規約は平成27年7月18日より施行します。

尼崎市武庫之荘4丁目4番10号
浄土宗 法輪寺